

加賀市新規出店支援事業

賑わいと交流のあるまちづくりを支援するとともに、空き家活用促進を図るために商業店舗を新規開店する方又は既存店舗を改装し新規事業の展開に取り組む方へ、予算の範囲内で費用の一部を助成します。

1 補助対象

新たに建設し、若しくは空き家等を活用して商業店舗を開店又は既に営業している既存店舗等を改装する者であって、次の要件を満たすもの。

- (1) 日本標準産業分類に定める小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業のいずれかの業種であること。
- (2) 建物の1階部分で営業を行うこと。
- (3) 営業が夜間（午後6時から翌日午前10時まで）のみでないこと。
- (4) チェーン店、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当する営業でないこと。
- (5) 改装の場合は新規事業の展開を伴うものであること。
- (6) 政治団体や宗教団体による運営でないこと。
- (7) 暴力団及びその関係者による運営でないこと。
- (8) 各種法令及び公序良俗に反していないこと。

2 補助対象区域

市内全域を対象とする。ただし、空き家等の賃借料に係る支援については、募集要項において定める区域に限る。

3 補助対象経費等

【店舗工事費支援】

新規開店及び改装に係る内外装工事費（付帯設備を含む。）、備品費及び広告宣伝費

【空き家等の賃借料支援】

営業開始日の属する月の賃借料（日割り計算の場合は、翌月の賃借料）とし、最長24か月とします。

4 補助金の額

【店舗工事費支援】

補助対象経費の1/2以内とし、新規開店のうち、空き家等を活用する場合は300万円、

新築する場合は200万円、新装開店の場合は100万円を限度とします。

※出店エリアにより、上限額は異なります。

【空き家等の賃借料支援】

空き家等の賃借料の1/2以内とし、月額2万5千円を限度とします。

5 応募方法

店舗の工事費に係る補助を受けようとする方は、次の書類を募集要項で定める応募受付期間内に加賀商工会議所又は山中商工会にメール、郵送又は持参にて提出してください。

また、移住者、移住予定者及び若者に該当する場合は別途必要書類を提出してください。

〔提出書類〕

- ①事業計画書（指定様式）、②工事設計書及び設計図、③店舗内外装イメージ図、
- ④現状の外観写真、⑤店舗立地箇所が分かる地図、
- ⑥直近の決算書又は確定申告書の写し、⑦経費の見積書（明細含む）
- ・移住者や若者に該当する場合…⑧住民票の写しや戸籍の附票等、年齢・住所の履歴を表すもの
- ・移住予定者の場合…⑨移住計画書（指定様式）

空き家等の賃借料の補助を受けようとする方は、店舗の営業開始日の14日前までに次の書類を加賀市観光商工課にメール、郵送又は持参にて提出してください。なお、必要に応じて、追加で資料の提出を依頼する場合があります。

〔提出書類〕

- ①補助金交付申請書（指定様式）、②収支予算書、経費配分書（指定様式）、
- ③補助金交付条件確認書（指定様式）、④市税等納付状況調査同意書、
- ⑤店舗の賃貸借契約書の写し、⑥店舗の平面図、内外観の写真等、

6 注意事項

有識者等で構成される審査会で書類及び面接審査を行い、採択者を選考します。

採択後、補助金交付決定日以降の事業（契約から費用支払いまで）が対象となります。

補助金交付決定日以前に着手した事業に係る支出は補助の対象となりません。

補助金交付後、5年以内に閉店した場合は補助金を返還する必要があります。

補助金交付を受けた事業者は、市の広報やホームページなどで公表する場合があります。

7 問合せ先

・加賀市観光商工課 TEL：0761-72-7940 / E-mail：shoukou@city.kaga.lg.jp